

## 第 2 0 回 栗 原 地 域 合 併 協 議 会 会 議 録

召集年月日	平成16年7月29日(木曜日) 午後2時00分			
召集の場所	若柳町 ドリーム・パル			
開閉会の日時 及び宣告人	開会 平成16年7月29日(木)午後2時03分	会 長 菅 原 郁 夫		
	閉会 平成16年7月29日(木)午後2時55分	副会長 千 葉 徳 穂		
出席者	職 名	氏 名	職 名	氏 名
	会 長	菅 原 郁 夫	委 員	茂 泉 文 男
	副 会 長	千 葉 徳 穂	"	長 谷 川 厚 子
	"	佐 々 木 幸 一	"	白 鳥 英 敏
	委 員	大 関 健 一	"	三 浦 徹 也
	"	中 嶋 次 男	"	中 嶋 太 一
	"	佐 藤 覚 次 郎	"	高 橋 伸 幸
	"	山 田 悦 郎	"	佐 藤 多 恵 子
	"	葛 岡 重 利	"	武 田 正 道
	"	佐 藤 小 弥 太	"	海 老 田 慶 子
	"	千葉幹夫 <small>(志波姫町長 職務代理者 助役)</small>	"	白 鳥 文 雄
	"	高 橋 義 雄	"	山 村 喜 久 夫
	"	高 橋 勇 輝	"	佐 々 木 昭 雄
	"	太 斎 俊 夫	"	津 藤 國 男
	"	石 川 憲 昭	"	須 藤 茂
	"	佐 々 木 幸 男	"	伊 藤 竹 志
	"	大 内 朗	"	後 藤 和 廣
	"	小 岩 誠 二	"	飯 田 明
	"	中 鉢 泰 一	"	千 葉 和 恵
	"	石 川 正 運	"	中 條 彦 登
	"	加 藤 雄 八 郎	"	佐 藤 利 郎
	"	千 葉 伍 郎	"	白 岩 博
	"	佐 藤 幸 生	"	松 田 孝 志
	"	佐 藤 重 美		
"	菅 原 登			
"	高 橋 光 治			
"	遠 藤 實			

欠席者	委員	佐藤千昭	委員	菅原佑
	〃	鈴木守	〃	白鳥一彦
その他出席者	幹事長	大場秀也	班長(調整担当)	小野寺桂一
	副幹事長	佐藤重博	班長(調整担当)	鈴木秀博
	事務局長	鈴木正志	総務担当	伊藤大輔
	次長(総務担当)	阿部貴夫	総務担当	市川かほる
	次長(総務担当)	二階堂秀紀	調整担当	二階堂賢
	次長(調整担当)	濁沼栄一	調整担当	武田利喜夫
	次長(調整担当)	千葉浩文	調整担当	小山雅規
	班長(総務担当)	千葉雅樹	調整担当	佐々木貴徳
	班長(合併担当)	小野寺世洋	調整担当	片倉茂
	班長(電算担当)	高橋正淑	調整担当	栗原聡
	班長(予算担当)	菅原昭憲		
会議の概要	別紙のとおり			
会議録署名委員	委員	佐藤利郎	委員	白岩博
傍聴	一般 22名 報道 5社			

次第

- 1 開 会
- 2 挨拶
- 3 会議録署名委員の指名
- 4 若柳町の住民投票結果並びに合併関連議案の審議結果等について
- 5 今後のスケジュールについて
- 6 その他
- 7 閉 会

午後2時00分

**鈴木事務局長** それでは、開会の前ですけれども資料の確認をお願いしたいと思います。本日、配布しております資料につきましては、次第、そして若柳町の住民投票の結果、それから合併関連議案の審議結果の資料1、それから今後のスケジュールということで資料の2を配布させていただきます。

なお、本日、志波姫町長さんが公務出張で海外に出張されております。そういうことで、職務代理者でございます助役さんに本日出席をいただいておりますので、皆様方ご了承をお願いしたいと思います。

それでは、開会前でございますけれども、若柳町長から開会前にご挨拶があるようでございますので。

**菅原郁夫若柳町長** 皆さん、ご苦労様でございます。まずもって開会前に若柳町長として皆様方に一言申し上げながら会議に入りたいと思います。まず若柳の委員の皆さんご起立を願いたいと思います。

去る先月の25日以来、若柳町の議会で合併議案が否決なりまして、以来1ヶ月間でございますが、委員の皆様方には大変ご迷惑をかけ、なおかつまたご心配をおかけいたしました。結果的には落ち着くところに落ち着きました。これからも皆さんと共にですね、栗原市誕生のために若柳町としても頑張っ  
てまいりますので、大変ご迷惑をおかけしたことお詫び申し上げながら、一言若柳町長として、委員の皆様と共に皆様にお詫びを申し上げながら、会議に入らせていただきます。大変申し訳なく思っております。ありがとうございました。

## 1. 開 会 午後2時03分

**鈴木事務局長** それでは、只今から第20回栗原地域合併協議会を開会いたします。

開会に当りまして、協議会会長であります菅原会長より改めまして開会のご挨拶を申し上げます。

## 2. 挨 拶

**菅原会長** それでは、引き続きまして今度は会長としてご挨拶を申し上げます。

会長として、今この場から皆様方にご挨拶を申し上げるのも何となく心落ち着かない点もありますが、この合併協議会、これから進めてまいるためにも皆様のご協力を賜りましてこれから進めてまいりますので、よろしくひとつお願いを申し上げてまいりたいと思います。

さて、前回開会いたしました第19回の協議会は6月8日でありました。この6月8日の会議を振り返って見ますと、合併の調印式、協定書、こういうものを19日に確認をいたしまして、6月19日に合併調印式を行った訳でありまして、10人の町村長ともども協定書を確認の上、調印をいたしました次第でありました。それを受けまして、6月25日、郡内の各町村の議会を一齐に開会いたしまして合併に関連いたします各議案、各町村で提案願いながらご審議を煩わせた訳であります。結果的には会長の足元でございます若柳町が否決ということになりまして、これまた大変皆さん方にはご迷惑をかけ今日に至りました。以来、若柳町といたしましてもできるだけ皆さんにご迷惑をかけない、早い時期に結論を出しましてご報告を申し上げますというふうなことにいたしまして、いろいろと町長

としての考え、そしてまた議会としての考え、こういうものがございまして、結果的には今月25日、合併に関する住民投票というふうなことで、投票によって条件を整備することができました。早速にも26日に臨時議会を開会いたしまして、合併に関連いたします各議案、ともに全員でもって可決をいたしました訳でありまして、午後4時から開会いたしました関係する町村長会議におきまして、私から大変遅れたことをお詫び申し上げ、なお一層これから栗原郡の、栗原市誕生のために、合併のためにこれから若柳町としても皆さんとともども一堂に会して進めてまいるということをご報告申し上げます。ご了承賜った次第であります。

それを受けまして、今日の第20回の合併協議会ということに相成った訳であります。これから次第に従いまして進めてまいります。なおかつ、また若柳町のいろいろな住民投票なりこういう詳細について、なおこれから議題に供しまして、報告事項に供しましてご報告を申し上げますので、何分にもよろしくご了承賜りまして第20回合併協議会の進行について、特段のご協力を賜りますことをお願い申し上げます。会長からの挨拶といたします。

**鈴木事務局長** これより会議に入りますけれども、本日の欠席の届け出は築館の鈴木守委員さん、志波姫町の菅原佑委員さん、そして白鳥一彦委員さん、花山村長であります佐藤千昭委員さんの4名の欠席の届け出がございまして。ただ今48名の委員さんに出席をいただいております。協議会規約に定める定足数に達してございます。

それでは、以後議事進行を菅原会長をお願いをいたしたいと思っております。

**議長** それでは、本日の第20回栗原地域合併協議会の開会を宣言いたします。

本日の会議は皆さんのお手元に配付をいたしております会議次第に従いながらこれから進めてまいります。

### 3. 会議録署名委員の指名

**議長** それでは、3番目の会議録署名委員の指名でございますが、例によりまして、私の方から指名することにしてご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

**議長** ご異議なしと認めます。それでは、会議録署名委員を指名いたします。

花山村の佐藤利郎委員、それから築館地方振興事務所長の白岩博委員のお二人を指名いたします。よろしくお願ひ申し上げます。

### 4. 若柳町の住民投票結果並びに合併関連議案の審議結果等について

**議長** それでは、これから会議に入りますが、本日は報告事項ということになっておりますので、これらについて直ちに入っております。

それでは、まずもって若柳町の住民投票結果並びに合併関連議案の審議結果等についてをまず報告議題に供しまして、資料の内容についてまずもって事務局の方から説明をいたさせますのでお聞き取

りを願いたいと思います。

**阿部事務局次長** それでは、お手元の資料1というのをご覧いただきたいと思います。

まず上段の確定投票者数でございます。7月25日若柳町の住民投票結果でございます。これからご説明します。

確定投票者数につきましては、ご覧のとおり、当日の投票資格者数が男女合わせて1万1,737人、投票者数は、同じく8,752人、棄権者数は同じく2,985人、投票率は74.57%でございました。

中段のところでございます。有効投票分の投票結果につきましては、合併賛成が6,217票、合併反対は2,452票で、賛成反対のそれぞれの得票率につきましてはご覧のとおりでございます。

なお、下段の有効、無効投票数などにつきましては、ご覧いただきたいと思います。

続きまして、次のページをお開きいただきます。

合併関連議案審議結果を一覧表にまとめたものでございます。薄く網かけになっておりますけれども、7月26日に開催されました若柳町議会臨時会におきまして合併関連議案を審議いただいた結果、ご覧のとおり全会一致で全ての議案、可決されました。

説明は以上でございます。

**議長** ただ今、7月25日に行われました若柳町の住民投票の結果について、既に皆さん方もお分かりだと思いますが、ただ今事務局の方から報告をいたしました。

それでは、ここに至るまでの間についての若柳町の事情を皆さん方にご報告を申し上げまして、ご説明申し上げてまいりたいと思いますので、よろしくひとつお聞き取り願いたいと思います。

先ほども申し上げました、6月25日の栗原郡内の各町村の一斉に開会いたしました議会におきまして、本町のみが否決になりました。よって、否決になりました状況を直ちに郡内町村長会議を開会いたしまして、否決になった旨をご報告申し上げ、なお若柳の町長といたしましては否決になりました議案を再度提案をして、できるだけ早い時期にこれらの条件を整備いたしまして再提案をいたしたいと、その間ひとつお待ちを願いたいというようなことを町村長会議にご報告を申し上げ、ご了承を賜った訳であります。以後、できるだけ早い時期に若柳町の状況を、状況と言いますか結論を得てご報告申し上げたいというようなことで考えました。それで、一番手短かに条件を整備するには若柳町の、いわゆる有権者の意向調査、これは町長の執行権限の範囲内でもできることでもありますので、直ちに意向調査を行って、その結果を踏まえて再提案をいたしたいというようなことで町長としては考えた訳であります。

そして、できるだけ早くというふうなことで、実はこれらの資料を整えまして13日にその意向調査の開始をいたしまして、公開で開票をするというふうなことにしておいた訳であります。その住民意向調査をする段階のまず最初の説明段階といたしまして、5日に若柳町の全員による協議会を開会願いまして、その内容を説明をいたした訳でありましたが、たまたま当日に至りまして若柳町議会から所定の手続を経まして住民意向調査ではなかなか各家庭に資料を渡し、その各家庭でもってだれが一体記載するのか、そういうものも分からない、そういうのでは不確実であるからして住民投票にしてはというふうなことで、投票条例が議会の議員の所定の賛成者を得まして議員提案ということで

提出なった訳であります。そこで、町長としてはできるだけ期日の早い、目的が達成されるような意向調査を進めたいというふうなことで議会にも報告いたした訳であります。議会としてはいろいろと協議をいたしました結果、結果的には町長も住民投票にぜひひとつ賛同願えないかというようなことで議会の方から申し入れがございまして、議会の住民投票に町長も了承したというような結果になりました。

その際の条件が一つ、二つありました。一つは、まず、やはりこれからの議会運営としては同数の賛成反対の議員でございましたので、やはり反対者が提案いたしました条例でもありましたので、これに賛成者の議員が賛同するのであれば、これからの議会運営というものはこのようなしこりのあるような議会運営ではならない、できるだけそういうことのないようにやるためにも、この議案にお互いに賛成をして住民投票してはどうかといったようなこともございましたし、そういうことからして、町長としてもこれからの議会運営からすればそれが最良であろうなというようなことを考えまして、住民投票に町長としても同意と言いますか、その意向調査を撤回いたしまして住民投票に踏み切るということにいたしました。なお、その際に町長から議員の皆さんにお願いをして、話し合いをしてそのとおりだったんですが、結果的にはそれも効果がありませんでした。というのは、やはりこのような住民投票するのであれば、お互いにチラシなり宣伝カー、こういうものを出さないで、粛々としてひとつ町民の判断よっての住民投票を得てはどうかというふうなことで、そのような条件の中でやってもらえないかということをご提案いたしました。議員の方々はその際には了承するという事で別れたんでございますが、結果的には7日の本会議において条例を可決するに当たって、これまたそれがどうしても守り得なかったというようなことになりまして、いずれ7日に条例が可決されまして、20日に告示をいたしまして、その間、町を二分するようないろいろなお互いの、それぞれの考えによっていろいろな運動が展開されました。そして、25日の投票ということになりまして、結果的には先ほどご報告したような投票結果になりました。

これを踏まえまして、26日早速にも、既に議会の招集をいたしておりましたので、直ちに議会が開会いたしまして、否決となりました議案、原案のとおり再提案をいたしました結果、今申し上げましたように、全議案ともに全員の議会議員の賛同を得て可決になったというのが状況でありましたので、詳細な点のご報告をしてみたいというふうに思う次第であります。

その間、1ヶ月間という本当に貴重な時間でありました。これを若柳町のために時間を費やしたということ、これは本当に申し訳なく存じております。これからの協議会の運営等に当たりまして、結果的には若柳町のために延びました月日、これを何とか挽回をしていかなければならないものであるというふうに思う次第であります。これからの会議等、特に協議会等につきましても精力的にお願いを申し上げなければならぬ点も出てこようと思います。そういう点には、何分にもご了承賜りまして、これからの遅れを取り戻すためにもどうかひとつご協力を賜りますことをお願いを申し上げながら、若柳町の状況等についての詳細な報告にかえさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

**議長**　ここでひとまず若柳町の状況の報告を終わる訳であります。もし何かこの点について皆さん方から詳細にお尋ねしたい点、なおかつ、また何かご意見等ございましたら承ってまいりたいと思

ますが、ございませんでしょうか。（「なし」の声あり）

ございませんか。はい、ありがとうございました。

それでは、以上のとおり報告を終わらせていただきます。ありがとうございます。

## 5. 今後のスケジュールについて

**議長** それでは次に入ります。次の報告事項は5番目にあります今後のスケジュールについてを報告議題に供します。内容について事務局の方から説明をいたさせます。

**阿部事務局次長** それでは、お手元の資料2というのをご覧いただきたいと思います。

本日第20回の合併協議会を経まして、今後のスケジュールについてご説明を申し上げます。

まず、8月4日の県知事への合併申請書の提出でございます。これは、今回栗原10町村全ての町村議会におきまして合併関連議案が可決されたことに伴い、地方自治法第7条第1項に基づく合併申請を宮城県知事に対して行うものでございます。

その次の黒マルは、県での手続きになりますけれども、知事から総務大臣への協議がなされまして、その同意については8月中になされるものだろうというふうに見込まれております。

その後、9月の県議会が10月ぐらいに議決され、県知事による合併の決定等々につきましては、これまでに委員の皆様にお示ししてきましたスケジュールと変更ございません。ご覧いただきたいと思います。

また、今後の協議会の開催予定でございますが、資料右側にありますように10月、それから来年2月の2回を現在のところ予定しております。10月の協議会の内容につきましては、これまでの協議会におきまして合併時まで調整するとしてきた内容などにつきまして9月中を目途に調整すると説明してまいりました。現在、部会、分科会等で鋭意調整中でございます。その内容等について報告をいたし、ご協議いただきます。また、来年2月の協議会につきましては、10月協議会以降の状況の報告や合併協議会の廃止等につきまして協議いただく予定でございます。

いずれ、詳細な日時等、決定しましたらまた事前にご通知申し上げますので、よろしく願いしたいと思います。説明は以上でございます。

**議長** 今後のスケジュールについて、今事務局の方から説明がございました。できるだけ9月中までに合併までに調整をするという調整項目、まだ皆さんにお諮りしていない点がまだ数あります。これをできるだけ調整をいたしまして、10月に協議会を開会いたしましてご審議をしていただくというふうな方向で今進めておるといふことでございます。

これら等を含めて、何か皆さん方からご質問なりご意見等ございましたら承りたいと思います。はい、どうぞ。高橋委員。

**高橋光治委員** 金成の高橋です。

ただ今、報告を含めまして若柳町の部分が会長の方からもご報告ありました。私、この合併の今後のスケジュールも聞きながら、合併の関連議案の審議の結果を見ますと、6月25日に各10町村で議決なった部分の結果の公表がですね、確認といえますか、どこかでされているんでしょうか。私、

正式な会議の中で金成町が可決したという話、全然ここで出てこないんですが、こういうものというのはしないで済んでよしいんでしょうか。新聞で発表したからよしいんですか。若柳の話だけ言って。私はちょっと違うんでないかと思うんですが、状況の報告というものは聞いていてちょっと理解できなかったんですが、他の9町村も間違いなく可決されたということで理解してよしいんですか。議事録に残っているんですか。この点を、再度確認させて下さい。

**議長** では、局長。

**鈴木事務局長** ただ今の高橋委員さんのご質問でございます。先ほど若柳さんの住民投票の結果の報告の際、資料1の2枚目ですか、添付してございました。事務局の説明については、若柳さんの7月26日の結果のみのご報告となったことによって、若干の誤解を生じたのかなというふうに思われます。改めましてご説明申し上げます。

資料1の2枚目の資料に合併関連議案審議結果というのがございます。ここに築館町、若柳町、栗駒町、高清水町、一迫町、瀬峰町、鶯沢町、金成町、志波姫町、花山村と、各町村の審議月日が入っております。若柳さんにつきましては、いろいろな経緯がございまして、先ほど説明したとおり7月26日に全会一致で可決しておりますが、その他9町村につきましては、6月25日に築館町では賛成多数で全議案が可決されております。栗駒さんにつきましても、賛成多数で合併関連議案可決されております。高清水さんでは廃置分合、それから財産処分の議案につきましては賛成多数、議会議員の定数に関する協議、それから議会議員の経過措置に関する協議、地域審議会に関する協議については全会一致で可決されております。一迫さんにおいても賛成多数で全議案が可決されております。瀬峰さんにおいても全議案賛成多数で可決されております。鶯沢さんにおきましても賛成多数で全議案可決されております。金成さんにおいては、全会一致で関係議案が可決されております。志波姫さんにおいても賛成多数で全議案が可決されております。花山村さんにおいては廃置分合、財産処分に関する協議、それから議員定数の経過措置に関する協議についてが賛成多数、それから議員定数に関する協議、それから地域審議会に関する協議については全会一致で可決されております。

以上、各町村の議決結果でございました。大変、申し訳ございませんでした。

**議長** 以上でございますが、はい、高橋委員。

**高橋光治委員** ただ今、答弁いただいた部分で大体分かったんですが、私は、ここは合併に関する協議の前線でありますし、最終的な場面だというふうに思います。そうした意味では、52人の委員を含めまして新聞報道で報道されている部分が、さも決定事項のように扱われることに対して危惧を感じます。協議の中ではきちっと協議をし、協議で決定したことを協議会の中で確認をするという行為を忘れるような状況では審議が輻輳するのは当たり前かなというふうに思います。そういう意味合いからしたら、私たちの特別委員会では審議の結果、経過については、いろいろな部分で勉強してきているつもりであります。ぜひそういう配慮も今後の協議会の中に毅然として作っていただきまして、会長も気持ちを冷静にとっていただきながら、今後の協議を進めていただきたいものだと言望するものであります。

**議長** はい、分かりました。この、各町村で議決されました結果については以上のとおりでござい



ます。しかしながら、これは議会で議決すれば当然これは議決事項ですし、各町村で告示行為もするので、それで確定するものであると思いますが、しかし、今高橋委員からお話がありましたように、当然合併協議会におきまして、やはりこれは確認するべきであろうというふうに思いますので、ただ今事務局の方から各町村の合併関連議案の審議結果について報告がありました。これを確認するというこ  
とで、よろしゅうございますか。（「はい」の声あり）

それでは、確認をすることに決定をしまいたします。

そのほか、ございませんでしょうか。はい、千葉委員。

**千葉伍郎委員** 栗駒の千葉です。

スケジュール表をいただいて、今説明を受けたんですが、先ほどもちょっと事務局、会長の方からも付け足しがありました。いわゆる合併時まで調整をするというのは10月までという理解に立てば、逆に9月中にはでき上がるというふうに私は理解をしておったんですが、今の説明等々によりますと、10月に合併協議会が開催とこういうことになっている訳ですが、そこで具体的にお尋ねをするんですが、私は県議会による議決をする前にこうした懸案事項の解決は一切をして整理をするべきだというふうに思う訳です。したがって、県議会の日程が決まらないからこういう書き方をしていると思うんですが、基本的にはそういう認識で一致できるのかどうか、事務局と。私は県議会にかけ  
てから合併時まで調整するという項目をさらにこの報告で調整をするというやり方はないと思うんです。少なくとも精力的にやっ  
て、一切の問題が整理をついたと、そういう上で県議会で整理をさせるというのがやはり事務処理だというふうに思っています。これが第1点です。

第2点目は、今、金成の高橋委員からも言われましたが、何回も私は思うんですが、会議のレジユメの作り方です。今の合併の各町村の議決の確認というのは、手続的にいけば協議会の最重要な確認事項なんです。これがレジユメを見ただけで分かりますように番号は振っていますが、経過報告なのか協議項目なのか、全然その場に来て答弁を聞かないと分からないようなレジユメになっています。したがって、私はそういう意味では何回も言っているんですが、協議は協議、報告は報告、このけじめをきちっとやはり会議の中で縦分けをつけて整理をして欲しいと思うんです。したがって、今高橋委員がいみじくも言いましたように、各町村で議会の議決を得たものが集約的にここに持ってこられて、したがって協議会としては最終確認をいたしましたという事務手続があって私はこの協議会の運営というものは正規のルールに乗るんだと思うんですが、どうもやはり協議会のレジユメの作り方自体が何回も申し上げて申し訳ないんですが、こういうやはり会議の進め方について私は異論を唱えているのです。したがって、その辺の考え方が何辺にあるのかということを一  
つ聞かせていただきたい。この2点についてです。

**議長** 1点目については、事務局の方から答弁をさせます。それから、2点目は会長の方からいろいろと事務局と打ち合わせた事項がございましたので、私の方から答弁をさせて下さい。

**鈴木事務局長** 千葉委員さんの1点目につきましては、これまでの協議会の中でも大分千葉委員さんの考え方といたしますか、そういったことは聞かせていただきました。私どもといたしましては、これもずっと皆様方にお話ししているとおり、9月の下旬ぐらいを目途に合併時まで調整する項目を調整を整えまして、その後、協議会の方にお示しをしていきたいという、スケジュールにつきましてはこれ

までの考え方といささかも変わりない訳でございます、この時期というのは、ちょうど県議会が開催され、議決されたらそれで県議会が、いわゆる廃置分合の決定を総務大臣の方に出す訳で、それも含めて委員さん方にお示ししようという考えのもとに、この10月の協議会開催予定といたしておるものでございます。ひとつご理解をいただきたいと思えます。

**議長** 1点目は、今、局長の方から説明したように、県議会の状況等を踏まえて協議会を開会していきたいというようなことでございます。千葉委員の方からは、その前に合併時まで協議をするというものは全部終わってはどうかということでございますので、議会前に終わらせられるのであれば、そのように持っていきたいなと会長としても考えておりますので、よくこれから事務局と協議をいたしまして、できるのならば議会開会前に、できるのであればきちんと皆さんにお諮りをしてこれらを完結していきたいと思えますので、その辺ひとつ、これから事務局とよく協議をさせて下さい。

それから、このレジュメの件でございますが、実はこれも会長と事務局でもっていろいろと協議をいたしましてこのような協議次第を作った訳でありまして、これも言われてみればまさしくこの協議次第、何となくというよりも不備であったのかなというふうに今、思っております。よく、これから皆さんのご意見にありました点を、あと数少ない協議会ではありますが、このような手続上、齟齬の来さないようにこれから努めてまいりますので、ひとつ何分にもご了承賜りたいと思えます。

はい、千葉委員。

**千葉伍郎委員** もう1回。確認をしたいんですが、この県議会の日程等々がまだ未確定な関係があって、合併時まで調整をするという協議項目の事務的な報告が、あるいはその開催時期が特定できないというふうに理解をした上で、ずばり、県議会の日程が決まり次第、県議会のいわゆるこの合併議案が議決項目として上がる前に、今、課題になっております合併時まで調整をするという項目などについては、この協議会に報告されるものというふうに理解をしていいのかどうか、もう1回確認させて下さい。

**議長** 暫時休憩をいたします。

午後2時34分 休憩

午後2時36分 再開

**議長** 委員の皆さん、ご着席をお願いします。

よろしゅうございますか。それでは、休憩中の会議を再開いたします。

今、いろいろと休憩中に局長の方で、事務局の方でいろいろと協議をいたした内容もでございます。局長の方から答弁をさせます。

**鈴木事務局長** まず、知事申請のさまざまな添付処理につきましては、前に知事申請に添付する書類につきましては、これまで皆様方のご協議いただいた協定項目の協定内容を参考といたしまして添付いたします。事細かい、例えば合併時まで調整する項目が全て具体的に決まった内容まで含めてその添付書類とするものではございません。それが1点。

それから、そういったことから、それと県議会の会期につきましては概ね9月の中旬から10月の

中旬ぐらいの1カ月間程度だろうというふうに思っています。ただ、その提案につきましては、多分にその議案調整については8月いっぱい何かで調整するという話は聞いてございます。そうしたことからしますと、私どもでも、これもこれまでお話ししてきたとおり、合併時まで調整する項目については、例えば相手方がある部分については若干時間がかかるだろうということから9月いっぱいを目途にということでお話をしてきました。ただ、今千葉委員さんのお話のとおり、事務局でも鋭意努力しまして、なるべく意に沿うような形で、早めるものは早めるような形でお示ししていくよう努力してまいりたいというふうに考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

**議長** もう1回、千葉委員。

**千葉伍郎委員** 余り回りくどい回答してもらわなくていいんです。私は、10月までにというのは9月いっぱいでしょう、これは私がしゃべったんじゃなくておたくの方の回答です。そうしますと、今いろいろ話を聞きますと、9月県議会の議題にという話もありますので、この9月議会の日程等々が見えない関係から仕切れないのかなという善意に解釈をしたんですが、今、局長の答弁を見ますと、どっちつかずの話なんです。10月に入って何日もたってもいいという答弁じゃないですよ。今までの審議経過から言えば、少なくともこういうものは協定を結ぶ前に整理をしておかなくちゃならない問題でありますけれども、たまたま協定を急ぐあまり、現実の問題として未解決のまま今日を迎えている訳です。そうなりますと、今の局長のような答弁でこの会議を過ごすという訳にいかないんです、やはり。やりますならやりますという、できないならこういうことでできないということをはっきり言ってもらわなくちゃ困る。せっかく日程ですから、私の方で議会にこれは報告します。合併時までに協定するというものはどうしたんですかと。なんでこの日程に入らないんですかと。こういう質問される方はされる訳です。日程に入っていないんじゃないんですかということを言われたときに、今、言ったような答えでは答えにならないんでないですか、局長の答弁では。私は、少なくとも分かりやすく言えば、県議会の始まる前には、始まる前と言うより合併議案を付議するまでには全て揃うのが当たり前じゃないですか。それが、今度は10月までというものが10月のいつまでか分からないような答弁をされて、ああ、分かりましたという訳にはいきませんから、意志統一をするものはして、しっかりと答えて下さい。

**議長** まず、今、局長から話されたのは、非常にきちんとした答弁ではありませんでしたが、いずれ9月中は各町村の議会もございますので、協議会を開会するということはできないと思っておりますので、いずれ10月に入りましてからできるだけ早目に協議会を開会する、そしてできるだけ事務局としては9月までに合併前まで協定をするというものについてはやらせません。しかしながら、若干だと思いますが、どうしても残るものがあるようでもございますので、その辺はひとつご了承賜りまして、まずもって県議会の議決する前に大方の分野については皆さんにお諮りができるものであろうと思っておりますので、できるだけ事務局でも急がせてお諮りをするということでひとつご了承賜りたいと思っておりますが、いかがですか。

**千葉伍郎委員** いかがですかと私に聞かれても、お約束したのはおたくの方で、私はこれこれまで約束しろと言って今まで来た訳じゃないです。皆さん方が答弁として10月にはやりますよという言い方をされていますから、私の方はそれぞれ議会に戻ってこの報告をしている訳です。したがって、9月

中、あるいは10月までということですから、9月中には何とか話が出るんだろうなとこういう期待をしておりましたから、私の方も場合によっては10月に入るかもしれません、議会の日程等。中間的にそういうふうに報告できるものかなという考え方もありましたのでお聞きしているだけでありまして、何か話によると決まらない、お約束したものが守られない、期日が守られないようなこともあらかじめ了解して下さいぐらいの話に聞こえてくるものですから、そういうものではないじゃないですかということなんです。もちろん、残っているものは重要なものだけ残っているんです。各町村間で調整をなくちゃならない極めて重要な問題だけが残っているだけに、私は決めるものは精力的にやして下さい。そして県議会で議決をしてもまだ残っているというこったな話はないですよ。だから、私は調印式のあの文章だって経過報告書だって言っているんです。協定書じゃない。ここまで私は言い切れる中身です。

ですから、会長、申し訳ないですが、何回も立ってられませんから、やはり約束ですから10月の上旬まで決めて下さい、全て。そして、一切協議会を通して県議会の議決をできるような事務的な努力をして下さい。その決意をちゃんとして下さい。

**議長** 努力をさせますし、努力をしてみますので、ひとつご了承下さい。

そのような方向で、今後協議会を開会してみます。よろしく、ひとつ皆さんのご協力を賜ります。そのほか、ございませんでしょうか。ございませんか。はい、高橋委員。

**高橋光治委員** 合併申請書の提出ということのスケジュールのようではありますが、地方自治法の合併の中での第7条第1項の規定によりますと、その廃置分合の関係、知事に届けるんですが、私は議会の代表でここに参加しています。議会の会議録の写し等もこれらに付けるということになるようではありますが、我が町でありますれば、それは6月26日の議決という内容だというふうにも思います。そういう部分をきちっと捉えながら、若柳町であれば7月25日ですか、そういうのもきちっとあるということで理解をしてよろしいのですか。この内容を見ますと、それらが整うという状況で理解してよろしいかどうか、10町村。これを伺います。

**議長** 局長。

**阿部事務局次長** 委員、お話のとおり、金成さんにつきましては6月25日以降の日、それから若柳町さんにつきましては7月26日の日付でもって頂戴するように事務手続を進めております。

**議長** 4日までには整うんでしょう、きちんと。そのことを話して下さい。

**阿部事務局次長** 8月2日までには事務局の方に到達するように手続きしております。

**議長** 高橋委員。

**高橋光治委員** 私はそのようなを用意するのをする側ではありませんけれども、ここは協議の場でありますから、知事の方に出す、そういう添付書類その他がありますよというような部分の説明をこの場に私はすべきだと。今、ここにいる52の方がどういう書類で知事の方に出すのか、理解をして協議をしているかどうかというのは到底確認できません。そういう部門を分からない人たちが集まって協議をしている部分があるんですから、分かっている方々はそういうものをきちっと説明をするということは大切ではないのですか。私らは議会ですから、調査権などもありますからそれはやれます。やれる部分でありますけれども、やれない人はここで確認できないと、どのような書類でどのような書面が

8月4日まで申請書として提出されるかということが全然伝わってきません。これらに対してもう少し真意のある説明が私は必要だと思うんですが、いかがですか。

**議長** 申請の分野については、これはそれぞれ町村の10人の町長でもって申請をするのですから、これは間違いなく申請はできると思いますが、その内容の、いわゆるどういうものが添付されるのか、このことについては事務局の方から説明してしかるべきだろうと思いますので、説明をいたさせます。

**鈴木事務局長** 合併申請書の書類の内容のことだと思いますが、これにつきましては、これまで協議会でご審議していただいた内容がほぼでございます。例えば、この栗原の地勢であるとか現況であるとか、そういったことを踏まえながら合併協議の状況で栗原10ヶ町村が合意をして合併を申請するものであるというのが概要でございます。それに添付する書類といたしまして協議会でご確認をいただきました合併の期日、合併の方式、それから廃置分合を必要とした理由、その経過、新市名称の選定理由、それから事務所の位置と事務所の位置の選定理由、町村の議会議決書、それから協議書の写し、合併協定書の写し、それから新市建設計画、それから10ヶ町村で市になる訳でございますので、市の要件に関する調書ということで、これは自治法に定められた様式に基づいたさまざまな細かい数字を載せた調書でございます。それから、栗原郡全域の図面、それから現況の写真、そういったものを添付して申請をする訳でございます。こういった口頭での説明をお許し願いたいと思います。

**議長** 以上のような書類を添付して知事に申請をするということになるそうであります。高橋委員、いかがですか。

**高橋光治委員** 私は行政側が用意するものについては一向に差し挟むものではありませんが、議会の議決書の写しや議会の会議録の写しなども必要だというふうに思います。実は、6月26日の金成議会の会議録署名議員は私なものですから、それを出すのに私はまだ署名していません。4日に間に合うのかというと間に合うと言うし、私は署名をまだしていませんから。そういう部分が各町に皆私はあると思うんです。こういう部分をきちっと説明をした方がよろしいのではないかと私は思っているんです。そういうものも必要なんだよということが揃っていくんです。それですから最初のときに、20何日ですか、最初のときの議決の部分が、6月25日の議決の部分が大変大切なんじゃないですか。この部分の会議録の写しが出ていく訳でしょう。出ていかないんですか。この辺が私は大切だと思うから、今後のときに各町村を見れば全会一致でなった訳じゃないです。否決も入っている部分もいっぱいあるんです。どのような議事録がなっているかということが今後に大切だと私は思いますので、そういう部門の扱いが余りにも手軽いのではないかなというふうに私は思ったものですから質疑をさせていただいているんです。そういうものは、金成町ばかりではありませんけれども、整うということで理解してよろしいのかと再度確認させて下さい。

**議長** 今の会議録の写しは各町村で提出してくるものですから、それをまず信用してしかるべきだと思うんですが、いかがなものでしょうか。そうなんでしょう。

**鈴木事務局長** 先ほど、一切の書類等については準備できるのだという説明をしましたけれども、ちょっと詳しい説明不足がございました。この廃置分合申請にかかわる書類の提出については、既に県の担当部署と協議してございます。町村の議会の会議録につきましては、当然いろいろ時間がかかるだ

ろうということで8月10日を一つの区切りとして提出するよというお話でございました。ただ、これは既に先に議決をいただいております9町村の場合でございます、先日議決いただきました若柳町さんにつきましては、若干の猶予をいただいているということでございますので、ご理解いただきたいと思ひます。

**議長** よろしゅうございますか。

そのほか、ありませんですか。（「なし」の声あり）

以上でもって、5番目の今後のスケジュールについてを終わりたいと思ひますが、よろしゅうございますね。（「はい」の声あり）終わります。

## 6. その他

**議長** その他についても、事務局には何ら、今のところないそうでございます。

以上で今日の協議会の各案件、いろいろとご意見がございました。そのご意見をこれからできるだけ意見といたしまして事務局なり会長の方でも取扱ってまいりますので、ご了承下さい。はい、事務局。

## 7. 閉 会

**鈴木事務局長** それでは、大変お忙しい中お集まりいただきまして、大変ありがとうございます。

閉会に当たりまして副会長であります千葉副会長より閉会のご挨拶を申し上げます。

**千葉副会長** 第20回の合併協議会、私は1時間ぐらいで終わるんだろうと思ひて参加した訳ですが、まさにその時間のとおり、予想したとおりでありまして、途中熱心なご討議もございましたが、7月25日若柳町の住民投票がありまして、即日開票の結果が分かりました。それを受けまして、翌26日に若柳町議会でこの合併に関する全ての案件が満場一致可決されました。若柳も町民の方々のご意向を踏まえた町議会の賢明な選択が満場一致ということになった。非常に私は感銘を深くしているところでございます。この精神を基にしまして、今日協議されました、いろいろこれから残っている問題についても真剣にとりかかりまして、合併のための手続が円満に行われますように今後努力してまいりたいと思ひます。

今日はどうもご苦勞様でした。

午後2時55分閉会